

平成31（2019）年度住まい快適

リフォーム補助金

快適な暮らしと、住まいの安全性を向上するための
リフォーム工事を行う方に補助金を交付します

● 申請期間

平成31（2019）年4月18日（木）～11月29日（金）

ただし、予算に達し次第終了します。

● 補助金額

区分	補助対象工事費	補助金額
通常	15万円以上75万円未満	工事費の20%
	75万円以上	15万円
子育て世帯	15万円以上150万円未満	工事費の20%
	150万円以上	30万円
2世帯住宅 (3世代同居)	15万円以上175万円未満	工事費の20%
	175万円以上	35万円

子育て世帯：中学生以下の子どもがいる、または妊娠している方がいる世帯。

2世帯住宅（3世代同居）：子育て世帯とその親世帯で同居している、または実績報告書提出（締切は令和2年3月13日）までに同居する予定である方。

※補助対象工事費が15万円未満の場合は対象外です。

● 過去に補助を受けられた方へ（2度目の申請）

一度利用した方は2度目の利用はできませんでしたが、子育て世帯、2世帯住宅（3世代同居）世帯の方は、通常の場合との差額分を上限として利用できます。（要件がありますので、詳しくはお問い合わせください）

例）平成25年度にリフォーム補助金を受け、今年度、子育て世帯で申請
→ 30万円-15万円=15万円 → 上限15万円で利用可能



補助要件や提出書類など詳しい内容については、
市のホームページ、補助金申請の手引きをご覧ください。

お問合せ 市役所第2分館1階
建築住宅課指導係 ☎21-2290